

Q1



成年後見制度を利用する場合、  
必要な費用はどれくらいかかりますか？

A

家庭裁判所への申立てに、約1万5千円～7万円かかります。  
費用の支払いは、原則として申立人の負担になります。  
利用後、成年後見人への報酬がかかる場合があります。報酬  
の支払いは、原則として本人の負担になります。

Q2

成年後見人には、どのような人が  
選ばれるのでしょうか？

A

成年後見人は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事  
情に応じて、家庭裁判所が選任します。本人の親族、法律・福祉の専門家、  
あるいは福祉関係の法人が選任される場合もあります。  
また、個々の事情によって、複数の成年後見人や成年後見監督人が選  
任されることもあります。



Q3

成年後見人の役割は何ですか？



A

本人の生活・医療・介護・福祉の面から、保護・支援します。具体  
的には、本人の不動産や土地、預貯金などの財産を管理したり、  
必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、介護契約の締結や  
医療費等の支払いなどを行います。実際の介護などは、成年後見  
人は行うことができません。

# 成年後見制度 のご案内

判断能力が十分でない方の  
権利と財産を守り、暮らしを支えます。



にかほ市成年後見支援センター

〒018-0492 にかほ市平沢字鳥ノ子淵21(にかほ市役所仁賀保庁舎 福祉課内)  
電話:0184-32-3041 FAX:0184-37-2135  
E-Mail:fukushi@city.nikaho.lg.jp

にかほ市成年後見支援センター

# にかほ市成年後見支援センターが お手伝いします

## にかほ市成年後見支援センターとは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、ご自身で契約行為や財産管理などを行う事が困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように「成年後見制度」の利用を必要とする方やその家族、支援者からの相談に応じます。

## 主な支援・活動内容

### 相談及び利用支援

- ◆ 成年後見制度の利用に関する相談。
- ◆ 申立てを行う方への支援。(書類の取得方法等)
- ◆ 申立人がいない場合の申立て支援や申立費用の捻出が困難な場合の費用助成。



### 成年後見制度の普及・啓発

- ◆ 当センターの役割や成年後見制度に関する情報発信。
- ◆ 市民向けの出前講座の開催。



### 市民後見人の養成・支援

- ◆ 地域の身近な立場からの支援者である市民後見人の養成。(市民後見人養成講座の開催)
- ◆ 市民後見人養成後の活動支援。



### 成年後見人の支援

- ◆ 成年後見人に対する後方支援。
- ◆ 権利擁護等に関する研修会の開催。

※ このリーフレットでは、保佐人・補助人を含めて「成年後見人」と表記します。



## 不安・心配 チェックリスト

### ご本人の 心配・不安



#### 銀行や保険の手続きが心配

- 銀行預金の引出し、通帳や印鑑の保管、保険の受け取りができない。
- 家賃や光熱費の支払いを忘れてしまうなど、自分で行うのが難しい。

#### 福祉サービスや医療サービスの手続きが心配

- 将来、福祉サービスや医療サービスの手続きが一人で行えるか不安。
- 施設入所を考えているが、一人で決めるのが不安。

#### 頼れる親族がいない。いても、将来が不安

- 身内がいない。いても遠方で連絡をとっていない。
- 将来、希望する生活ができるか不安。

#### 難しい財産管理ができない

- 施設に入所する際に、家売る必要があるが、本人だけでは難しい。

#### お金のトラブルがある。またはその恐れがある

- 自宅で一人暮らしをしており、悪質な訪問販売にあたりり不要な契約をしてしまうのではないかと心配。

#### 障がいのある子どものために

- 親が病気になったり、亡くなった場合、障がいのある子どもが、安心して生活するためには、どうしたらよいか悩んでいる。

このようなお悩みはありませんか？  
まずは、チェックリストで確認してみましょう



### ご家族や支援者の 心配・不安



ひとつでも当てはまるものがあるなら、  
お気軽にご相談下さい



お問い合わせ・ご相談はこちらへ

**相談無料** にかほ市成年後見支援センター

電話:0184-32-3041 FAX:0184-37-2135

E-Mail:fukushi@city.nikaho.lg.jp

【受付時間】月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

(土日、祝日および年末年始はお休みになります)